

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第6号 平成27年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：①讃井福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

101ページの全国障害者スポーツ大会出場激励金というのが、1万8,000円ぐらいあるんですが…

○委員長

マイクをお願いします。

○土橋委員

これは、あれですか。どのような団体というか、個人というか、どういう内容で激励金を出しているんでしょうか。

○讃井福祉総務課長

これは、障害者のスポーツ大会の全国大会に出場する選手の方に対しまして、激励費として、1人当たり6,000円を支出しているものでございます。

○土橋委員

大体、そういう関係者というのは、金を出す出さんは別にしても、どのぐらいの人数がおられるのですか。スポーツに関係をしている障害者の人たちというのは。

○讚井福祉総務課長

今、その数字について、ちょっと持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○土橋委員

それと、121ページの生活保護に至る前の自立相談支援事業というのがありますけれども、これは、どのぐらいの人たちに対応されたんでしょうか。

○讚井福祉総務課長

恐れ入りますが、主要施策の成果についての99ページをお願いいたします。申しわけございません。違っておりました。（発言する者あり）

○土橋委員

わからんのなら、わからんでもええですよ、それは。

○讚井福祉総務課長

27年度の実績につきましては、ここに書いてあるとおり、合計で99名の方の相談に対応し、支援をしたものでございます。

○土橋委員

これは、非常に微妙な話で、ものすごい乱暴な言い方をしたら、生活保護には出たくないということで、そっちの方に回すというようなシステムでしょう。どういうふうな形で、生活保護にする部分と、そうじゃないその社協の方に回す部分との、どこでどういうふうに区切りをつけるんですか。

○讚井福祉総務課長

相談につきましては、直接ご本人さんが来られる場合もありますし、関係機関とか、そういうところから来られる場合とかがございます。

相談を受けているほうは、保護係に来る場合もありますし、社協のこの自立相談支援センターのほうに来る場合もあるんですが、まず話を聞いて、その方がどういう、低所得の関係であれば、生活困窮であれば、どういった所得があつてとかそういった話の内容を聞いて、生活保護に、もしなりそうなのか、そういう方であれば保護係のほうにご案内してとかいうふうに、まず話を聞いて、そうやって振り分けをしていくというようなこととなります。

○土橋委員

だから、生活保護に行かない人で、そういうふうな相談にのるわけですが、例えば、どのような指導というか、支援というか、内容的には、どのような形になるんでしょうかね。生活保護じゃないわけですから、どういうことを指導する訳ですか。

○讚井福祉総務課長

話を聞きまして、その方にどういう問題があって生活困窮をしているのかというところの話聞く中で、よく整理をして、その人の問題に応じた改善方法を、本人同意のもと、支援プランというのを作りまして対応していくということになります。

○土橋委員

そうなんじゃろうと思うんよ。だから、その支援プランというのが、どういうふうなものがあるのかなとって、大体そういうふうになるんじゃろうけれども、そうでない人もおられるかもわからんが、相手は生活保護を申請したいと。ところが、役所の方は、いや、それは、あなたのこともいろいろ考えてみたら、こっちの方がいいと思うよというんで指導する訳ですよ。だから、どういう指導の内容があるんだらうかと。

○讚井福祉総務課長

例えば、就労に関する…就労ができないことによって生活困窮に陥っている場合がありますと、就労支援という指導になりますし、例えば、負債があつて、債務があつて、そういう借金とかで生活が苦しいのか、そういうケース・バイ・ケースの対応になろうかと思うんですが、そうした場合は、関係機関にお繋ぎするとか、そういった個別のケースにより、それぞれ対応しているというような感じです。それを総合的に含めて、生活保護の方が適切だというふうに思えば、保護の申請ということになろうかと思いません。

○土橋委員

最後に、就労支援というのは、あなたは安定所に行っていないのと言うのも、就労支援の中に入るんじゃろうとは思いますが、そういう類いのものでしょうか。あなた行きませんか。

○讚井福祉総務課長

就労支援に関しましては、平成27年度から保護係に、就労支援員というハローワークのOBの方を臨時職員として雇用しております。その方と一緒に、ハローワークに行ったりすることによって支援をしている状況でございます。

○土橋委員

ありがとうございました。

○畠堀委員

3点ほど。まず一つは、113ページの家族児童相談事業の費用なんですけれども、これが前年度に比べて大幅にふえておりますが、先ほどの説明の中では、臨時職員のことを触れられましたけれども、この臨時職員を新たに雇われているようですけれども、そのあたりの増加状況も含めて。

○近藤福祉保健部長

113ページは子ども家庭課所管になります。すみません。

○畠堀委員

そうですね。

○近藤福祉保健部長

申し訳ございません。まだ、子ども家庭課まで行っておりません。

○畠堀委員

すみません。121ページの生活保護総務事務費のところ、新たに臨時職員の賃金が上がっておりますけれども、この内容についてお知らせいただけたらと思います。

○讚井福祉総務課長

これは、只今答弁したとおり、生活保護者の自立した生活支援に向けた取り組みの強化として、平成27年度から、就労の支援に関して必要な助言や指導を行う就労支援員、ハローワークのOBの方を保護係に専門職として配置をして、ハローワークと連携しながら、効率的な就労促進を図って、新規就労や増収を目指して、生活自立に向けた支援を行っているというものでございます。

○畠堀委員

では、この業務については、当面、期間的には、ある程度、長期間的にこういった業務を継続してやっていくような形になるんですか。

○讚井福祉総務課長

生活困窮者自立支援法の施行に伴って、こうした事業を行っているところでございますので、継続的に取り組んでいく予定でございます。

○畠堀委員

わかりました。もう一点ですけれども、97ページの民生児童委員の活動支援事業というところで少し触れられたんですけれども、ちょっと所管をまたがるかもしれませんが、政策工程表の17ページに記載されております、高齢者の地域見守り体制の充実という取り組みがあるかと思えます。（「あります」と呼ぶ者あり）

この中、ここでも少し触れられてはくると思うんですが、この27年度の実績におきま

して……（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）

高齢者福祉対策の充実に関する満足度の評価が、前年度に比べて下がってきていると。活動そのものについては、前年度よりも充実化してきているわけですがけれども、この評価が下がってきていることについて、どのように考えて捉えておられるのか。

○中邑福祉保健部次長

ただいまの御質問、高齢者の福祉の満足度、所管が高齢者支援課になります。（発言する者あり）

○委員長

ですね。

○畠堀委員

さっき触れられたんで。

○委員長

ちょっと違うと思う。

○畠堀委員

終わります。

○委員長

該当所管でお願いします。ほかにございませんか。

○森戸委員

決算書の107ページの三島温泉の施設整備工事の中で、水中ポンプのことでお話がありました。これは…

○委員長

マイクをお願いします。

○森戸委員

107ページの三島温泉健康高齢施設の水中ポンプ取り換えというお話がありましたが、これは、23～24年ぐらいに設置したものだと思うんですが、このポンプ自体はどのぐらい、この程度、四、五年ぐらいでもうだめになるのか。その辺のところの耐久性と申しますか、その辺のところはどうなんですかね。

○讚井福祉総務課長

水中ポンプにつきましては、ちょっと数字を持っていないんですが、まだ先の修繕の

予定であったものですが、今回、早目というか、突然故障に至ったということでございます。

○森戸委員

これは、いつ設置したんですか。（発言する者あり）

○委員長

当初ですよ。

○讚井福祉総務課長

平成24年度でございます。

○森戸委員

私が言いたいのは、どのぐらいの耐久性があるのかというのが、まずよくわからないので、教えていただきたいんですが、それと、コストとの兼ね合いだと思うんですね。要は、一旦取り換えて、永くできればもっていただきたいなと思うのが、我々としてのチェックの仕方だと思いますので、その辺のところを把握をぜひしていただきたいんですけどね。

○近藤福祉保健部長

水中ポンプの耐用年数は、五、六年と言われております。ただ、やはりよその市の事例とか見ましても、早くだめになるケースもあるし、その耐用年数を超えて、引っ張るだけ引っ張ることは、皆、どこもやっていないそうです。やはり定期的に交換しているようです。

本市でも、そういう計画でいたんですが、今回、ちょっと早目におかしくなってしまったという状況であります。

○森戸委員

了解しました。

それと、主要施策の成果の80ページの災害時要援護者の把握事業に関してなんですけど……。

○委員長

ちょっと待ってよ。

○森戸委員

これは違えますかね。

○委員長

うん。

○森戸委員

違いますね。

それと、主要施策の成果の91ページも違いますかね。

○委員長

中身は。虐待ですか。

○森戸委員

91ページの児童虐待も違いましたね。

○委員長

これもね。うん。

○森戸委員

すみません。主要施策の成果の100ページについての生活困窮者は、こちらでよかったですよね。これについて、ちょっと1点、お尋ねをいたしますが、この27年から始まった生活困窮者自立支援事業についてなんですが、相談を受ける職員の苦労というものは、とても大変だと思います。就労開始とか、債務の整理、生活保護の適用など、実際に成果も私は出されていると思います。

この相談者の年齢構成や内容を見て、高齢者の相談や病気や収入についての相談が、非常に高くなっております。

光市の困窮者の状況、生活保護を受ける前の段階ですけれども、その状況というものは、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

委員ご指摘のように、相談者なんですが、高齢になるに従い割合が高くなっているということ、相談内容では、収入、生活費、病気や健康、障害、就労に関するものが高い結果となっております。

こうした年齢層や相談内容について、県や国でまとめた傾向など、データがないため、広域での比較検討というのができない状況にありますが、本市のこの傾向は、特異なものではないのではないかとこのように考えております。

就労に関する相談が多いという理由としては、27年度の有効求人倍率、これは、県全体で1.26倍に対し、本市を管轄する下松管内は1.08倍ということで、県内で最も低かったという状況からも、就労に関する情勢が厳しくて相談が多かったものであるというふうに考えております。

○森戸委員

了解しました。

それと、相談を受けて、相談を受けた後の追跡というんですか、どのような状況になっているのか。私は、その辺のところまで想像を働かすといいますか、追跡をするといいますか、それが必要なのではないかなと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうかね。

○讚井福祉総務課長

相談を受けた後、相談者の希望に沿う形でその支援計画を立て、必要なサービスに繋がったり、関係機関などにより支援を行っていますが、多様で複雑な課題は、問題の解決には至らず、支援が長期化するケースもございます。

今回の相談事業で、1人当たり2.6件の課題を抱えているということも明らかになりました。そうした中、相談者99人のうち、その後も継続支援している方というのが、32人いる状況でございます。

支援の完了に至った場合においても、再び問題が生じたときは、事態が深刻するか前に、早急にご相談いただくよう助言をしているところでございます。

○森戸委員

了解しました。32人、継続的に経過を見ているものでございますので、どういうふうに悪化するか、わからないケースもたくさんあるかと思っておりますので、ぜひ支援の継続をお願いいたします。

以上ですね。

○加賀美委員

97ページの社会福祉法人の法人等の指導・監督事業、これについては、かねてから社会福祉法人については、ブラックボックスの点があったので、やっぱり監査が必要だということで実施されていかれていると思うんですけれども、具体的には、先ほど公認会計士をもとにやっていくということでございますが、具体的にその一般指導監査というのは、どういうことをされるのか、わかる範囲でちょっと教えていただきたいと思っております。

○讚井福祉総務課長

一般指導監査につきましては、法人の定款などに基づいてきちんと事務処理がなされているか、そういったところをチェックする監査でございます。

○加賀美委員

では、そういった中で、今回の行政指導として、口頭指導が5件ほどあったということですが、具体的には、どういうことの指導をされているのか、中身がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○讚井福祉総務課長

今回、5つの法人に対し、口頭による行政指導を行ったところですが、その主な内容は、法人の事業目的について、定款の変更はされているが登記の変更を行っていないケース、理事長の職務代理者が指名されていないなどのケースを指摘したところでございます。

○加賀美委員

そういった一般的なことの監査でしたら、これは、もう公認会計士にしてもらうことはないと思うんですけど、もちろん公認会計士も、財務状況なんかについても、いちいちチェックはされていると思うんですよ。不正事項とかないかどうかね。

そこらあたりは、余り問題点は出ていないようでありますけれども、問題は、いわゆるこれは、社会保険労務士の範疇になると思いますけれども、雇用されている被用者が、やはり長時間労働、あるいはその低賃金、こういったところのところを、やっぱり専門的に見ていくということが必要だというのが、今、叫ばれている状況にあるわけですが、そういったところにも手を加えていくことも必要じゃないかと思うんですよ。そこらあたりについて、今後、ご検討をしていただけたらと思います。これは、要望としておきます。

もう一点、お願いします。107ページのゆーぱーくの件でありますけれども、三島温泉健康交流施設についてでありますけれども、これは、かねてから懸案事項であったレストランと、それからもう一つは、外湯施設ですかね。この件について、当時は、利用者の意見を聞いて、そして総合的に検討していくというお答えがあったと思うんですけども、その後、そういう調査等はされているのかどうか。今後の見通しとしてどういうふうにご検討されるか、その辺を1点、聞いておきたいと思います。

○讚井福祉総務課長

露天風呂の件だと思うんですが、露天風呂の整備をすることについては、一定の集客効果が期待できると考えておるところですが、現在の機械設備、これは現有の施設に応じた能力であるということから、露天風呂を設置するということになれば、新たに機械設備の追加の整備が必要になってくると。それには、当然、費用もかかってくるということがございます。

機械設備に関しては、騒音問題という課題の解決ということも出てくるわけなんですけど、現在のところ、利用者にそうした直接聞くというような機会は持っておりません。こうしたいろいろな、解決しなければならない課題というものがいろいろありますので、慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

○加賀美委員

いや、これは、おかしいですよ。当初、この設置をするときに、この問題が一番大きな問題だったんですね、露天風呂がないからおかしいと。やっぱりつけるべきだと。あるいはレストランをやっぱり設置すべきだという声が出てきたわけですよ。

それに対して何と答えたかという点、露天風呂は、ちゃんとできるような施設をつくつとくと、流し込めばできるようにすると、場所もあると、後ろ側にね。そういう方向づけがされて、これから皆さんの声を聞いて、実行していくという方向性を示されたはずなんですよね。

だから、それなのに皆さんの声も聞かない。もちろんやはり皆さんから声が必要ならば、それは今のままでいいんでしょうけれども、やっぱり利用者の声を聞くというふうなそういうサービスをして、そこらあたりについての検討していくことも、また必要じゃないかと思うんですけどね。これは、行政の考え次第。これはサービスをいかにやっていくかどうかちゅうことなので、今後、この辺について、ぜひ検討していただきたいと思います。

私どもは、当初つくるときに、ちゃんと露天風呂については、もう流し込めばできるよと、費用をそんなに掛けなくてもできる施設をつくっておくというふうに聞いたと思うんですけどね。その辺については、どういう見解であったか、ちょっと、私の見解が違っているのか、それともそのあたりについて、そういう状況であったかどうか確認しておきたいと思いますが、どういうふうに理解しておられるかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長

誰に聞いている。

○加賀美委員

執行部に聞いています。

○森重副市長

おかげさまをもちまして、三島温泉健康交流施設につきましては、議会の大方の会派から賛同をいただいて、今の形をとらせていただいて、現時点では順調に市民福祉の向上に寄与しているところでございます。

加賀美委員からの露天風呂やレストラン等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、当初の計画では、さまざまな計画案をお示しさせていただいたところではございますが、議会の大方の皆様から計画の見直しをというお話をいただきましたことから、現状の施設になっているところでございます。

今後は、施設のありようにつきまして、さまざまな観点から検討も進めていかなければならないところではございますが、現時点の状況を踏まえ、利用されておられる多くの皆様方の御意見を、指定管理者により、モニタリングということで利用者アンケートもさせていただいている状況でございます。

先ほど、課長のほうからも答弁したとおり、現状では、そういった意見はございませんが、今後、改めてこの施設のあり方や、貴重な税金を使って施設整備をしていくということになりますので、慎重に検討していかねばならないと考えているところです。

○加賀美委員

確かに、ゆーぱーくについては、順調なその利用者がふえているということは確かであって、喜ばれているというふうに捉えてもいいんじゃないかと思えますけれども、懸案事項は懸案事項として、何らかの形で利用者に合意を聞くということもやっぱり必要じゃないかと思うんですね。その声に応じていくことによって、ますます活況を呈していくというふうになって、市民に喜ばれる施設になって成長していくんじゃないかと思えます。その辺は、またひとつ今後、御検討をいただきたいと思えます。

以上です。

○磯部委員

済みません。1点だけ、確認をさせてください。

ここであるとは思いますが、主要施策の成果について、決算書では97ページ、地域福祉活動推進事業、その中で主な社協への主な活動実績ということで、ここにふれあいいきいきサロン実施回数ということが書かれてあるので、ここで質問をしてみたいと思うんですが、確認です。

これは、非常に大切な事業でありますので、毎回、この課題、そういうものを踏まえて社協に委託しているところではございますが、どのように分析されているのか、27年度のそのあたりの状況についてお聞かせをいただきたいなと思っております。

○委員長

所管が違うんか。（発言する者あり）後から聞く。磯部委員、じゃあ。

○磯部委員

済みません。ここは、人件費というふうには聞いているんですけれども、その中で、主要施策の成果に、この67ページでしたでしょうか、主な活動実施というところでこの項目が上がっておりましたので、ここで聞いてみたんですが、先ほどの説明では、人件費ということで4.5%、昨年度に比べて減額をされたという御説明でした。

私は、主要施策の中で、その人件費というよりも、活動内容ですので、ここでなければ、後ほど説明を受けたいと思えます。済みません。委員長、判断してください。

○委員長

では、後ほど、高齢者、次の中邑次長関係のところ、お答えを。いや、そういう回答になると思えますので。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：②植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

済みません。では、先ほどの質問で再度お願いいたします。

政策工程表の17ページにあります高齢者の地域見守り体制の充実という取り組みですが、27年度につきましては、高齢者の保健福祉実態調査の実施ということで、高齢者の訪問だとか、以後取り組みについては、前年度に比べて数字的には量的にはふえてきておりますけれども、満足度については、昨年度に比べて若干下がってきていると。このあたりのところについては、どのように分析されているのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

この数値につきましては、毎年9月に実施しております光市まちづくり市民アンケートの集計結果でございます。この満足度は、5つの回答の「満足」、「やや満足」、「どちらとも言えない」、「やや不満」、「不満」のうち、「満足」と「やや満足」の2つの項目を足したものとなっております。

高齢者福祉対策という項目が、介護保険制度と項目上、分かれておりませんので、平成27年度に介護保険制度の制度改正によりまして、8月から自己負担の1割～2割の引き上げや、低所得者の施設利用者の負担軽減の対象要件の追加、それとあと、27年度は介護保険料の改定がございましたことから、こういった市民負担の増加が、影響を与えているものではないかと分析をしているところでございます。

○畠堀委員

御説明をいただきました。いろんな要因について捉えられているということで理解したわけですが、議会報告会等で市民の皆さんの声を聞いてみると、お年寄りの方は、関係する市の制度について、やっぱりよく理解されていないケースが非常に多いように感じておりますので、そういった意味で、しっかり高齢者の方に対して、高齢者の方を対象とする市の制度についても、もう少し理解をされるような取り組みというのが、やっぱり必要なのではないかなというふうに私は思いましたので、その点について、今後の課題として私のほうから要望させていただきたいと思っております。

以上です。

説 明：③西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

済みません。1点だけ、確認をさせていただきたいと思っております。

主要施策の成果で申し上げますね。89ページの乳幼児医療費助成事業の中の光市の単独の制度の中で、子ども医療費等々、非常にセーフティネット的な入院のところもやっ
ていただいているということで、非常にありがたい事業だと思っておりますが、その中で、この27年度に限らずですけど、27年度のこの対象年齢というか、実際に使われた方、

小学校1年生から高校生までの対象ですけれども、実際にどれぐらいの年齢の方がこれを使われているのか、わかる範囲で結構でございます。お知らせください。（「ちょっと休憩させて」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村子ども家庭課長

済みません。ちょっと、今、手元に資料がございません。

○磯部委員

済みません。特別な質問ではなかったんですけど、予算もこれを単独でやられていて、非常にありがたい制度でありまして、万が一のセーフティネットということで、そんなに人数はいらっしゃらないんですけれども、どれぐらいの年齢の方が、これを活用されているのか、参考までにちょっと確認したかっただけですので、後日で結構でございます。

今後とも、このあたりを踏まえて、次年度からのこの子供に対するセーフティネットの部分が、どうあるべきかを課題として検討して、改善していただきたいということを要望しておきます。済みません。

○畠堀委員

もう一点ほど、お願いします。

117ページの特定教育保育施設運営事業の中の、27年度から新たに計上されておりますけれども、施設型給付費の内容について、主な内容で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

平成27年度から、新たに子ども・子育て支援新制度が開始され、子供の幼児期の教育保育を一体的に提供することから、制度財源を一元化する仕組みが構築されました。こうしたことから、新制度に移行した私立幼稚園等に対し、施設型給付金として財源的な支援を行うものになったものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

済みません。ちょっと聞き逃した。後半の部分だけ、もう一回お願いします。

○西村子ども家庭課長

済みません。給付としましては、国が示しました公定価格から、市が設定しました保育料を差し引いた金額を、施設型給付金として、私立幼稚園に給付するという制度に変わったということでございます。

○杉岡福祉保健部次長

施設型給付費でございますが、平成27年度から新たに子ども・子育て支援新制度が始まりまして、以前、私立の幼稚園につきましては、保育料は、直接施設のほうに、施設が決めた保育料を払っていただく。残りの運営費につきましては、県の私学助成という形で県から助成がされておりました。

それが、新制度になりましたら、市が確認する施設としまして、市からそういった給付をするわけなんですけど、実際、市が決めました保育料以外の金額、幼稚園の公定価格が決まっているんですけど、それから私立の幼稚園が徴収する保育料を除いた施設型給付費、これを市から、国の補助も受けますが、市が支給をするという形の制度に変わったということで理解していただけたらというふうに思っております。

○畠堀委員

はい、わかりました。

○委員長

いいですか。

○畠堀委員

はい。

説 明：④柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

127ページに記載されております、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種のことについてお伺いします。

観点からすると、不用額の観点からお伺いしたいので、参考資料の8ページに表が載っておりますけど、不用額の額を見ますと、この予防接種の委託料については、不用額が非常に大きくなっておりますけれども、このあたりの背景についてお聞かせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は、平成26年10月から定期接種となり、始まったばかりで接種実績もないことから、接種率の予測が困難でございました。

高齢者を対象としているインフルエンザの接種率55%をもとに、肺炎は死因の上位であること、1回の接種が終わることなどから、それより高めの70%と見込み、予算を計上いたしましたが、実績は55%にとどまり不用額が発生したものでございます。

○畠堀委員

この予防接種については、インフと違いまして、高齢者の対象となる年齢層だとか決まってくるので、大体こう対象となる人数というのが明らかになってきて、それに対して70ということなんだろうと思いますけれども、打っていない方、これから先、打たれない方、もう打てない方は、補助が出ない方も出てくるんじゃないかと思えますけれども、そういった方へのフォローを含めて、このたびの対象者へのPRなり啓蒙というのは、どのように考えて取り組まれたんでしょうか。

○柏木健康増進課長

個人に個別に接種勧奨というものを行っております。本来、この高齢者の肺炎球菌感染症は、B類といって積極的な勧奨をしないものなのですが、個別に案内を郵送するなど、積極的勧奨をして受診を促しておりますし、広報でも、一番テレビコマーシャルが有効なのですが、そうしたのも国からも行っておりますので、市としても、今後、より一層啓発していきたいと考えております。

以上です。

○畠堀委員

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

それからもう一点、129ページにあります母子保健事業委託料ですけれども、こちらも、今と同じ不用額の観点からお伺いしたいと思いますが、こちらも不用額が大きいということで御紹介をいただいておりますけれども、この背景についてお知らせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

母子保健事業の委託料は、主に妊婦健診と乳幼児健診の委託料でございまして、それぞれ妊娠届け出数、出生数見込み数をもとに予算計上しております。

特に妊婦健診は、届け出がおくれた方や、県外で受診される方、また転出などにより、医療機関に支払う委託料が減額となったものでございます。

なお、委託料につきましては、健診1回当たりの単価が、妊娠週数に応じて、約5,000円から2万5,000円と幅がございまして、単価も高いこと、1人当たり全14回で申し上げますと、11万7,000円などから、不用額が大きくなったものです。

以上です。

○畠堀委員

人口増という観点から、出生率を上げていくというふうな取り組みがあるわけですが、気になったのは、対象となる件数そのものが減っているというよりも、金額だとか、市外で受けておられる方がふえたというような、そんな認識でよろしいんでしょうか。

○柏木健康増進課長

もちろんそれもございますし、見込みが1件違うと、単価が大きいために不用額にすぐ跳ね返ってしまうというものでございまして、この母子保健事業、委託料自体の額、総額が大きいために、不用額も今回予算額の6.8%でございしますが、大きな金額となっていると考えております。

○畠堀委員

どうもありがとうございました。金額については、よく理解いたしたんですけれども、結果として、対象となる方が、前々年度に比べて減ったということではないというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○柏木健康増進課長

そうですね。平成27年度は、妊娠届け出数が350、そして出生数も350と、主要施策の成果にも記載しておりますが、特段少なくなったようには感じておりません。

○畠堀委員

よくわかりました。ありがとうございます。

○委員長

ほかにございませぬか。なければ、1番から4番まで説明がありましたが、全体を通して何かただしておきたい点などがありましたら、お願いします。

○森戸委員

主要施策の71ページなんですけど、障害者福祉の基本計画に伴う27年度の新規事業について、お尋ねをちょっといたします。

27年度に障害者の実態調査を行われておると思うんですが、その結果は、どうだったんですかね。

○讚井福祉総務課長

この障害者実態調査は、サービスの利用していない在宅の重度の障害者手帳をお持ちの方を対象に、ニーズの把握のために訪問し、生活状況を調査するものでございます。

27年度、精神障害者、知的障害者の方、10名を対象に訪問調査をし、本調査をきっかけに新たなサービス利用の御希望等はございませんでしたが、困りごと等があれば、気軽に御相談いただくように情報提供等、お願いに努めたところでございます。

○森戸委員

重度で公的サービスを利用されていないということは、どういうことになるんですかね。全くもってその個人の負担でやられているということなんですか。

○讚井福祉総務課長

サービスを利用していない理由の一つとして、この重度の障害者の方につきましては、医療機関が提供するデイケア、医療保険の提供になるんですが、こちらを利用されているということが一つ言えます。

そうした方は、病状が安定していないために、入退院を繰り返しておられるとか、まずは治療に専念をし、生活については、今の時点では家族で支援ができていているということで、福祉サービスのほうは、利用していないというような状況だと思っております。

○森戸委員

よく理解できました。

それと、災害時のベストの配布についてなんですが、このベストを配布したよということを一一般にお知らせすることで、心のバリアフリーを推進するということだったと思うんですが、そういった啓発というものは、されたんですかね。

○讚井福祉総務課長

ベストを配布したよという周知ということ自体は、現在のところ図っていない状況です。委員仰せのように、一般の方にもこのベストを配布して、有事の際の避難誘導とかできるように、心のバリアフリーを進めていく必要があることと思いますので、その辺は、今後、周知を広めてしていきたいというふうに思います。

一応、配布をされた方が、市の訓練等に参加して、それを見ていただくことで、一般の方にも周知をして、結果的には周知につながったということはあるかもしれませんが、今後、周知に努めたいというふうに思います。

○森戸委員

ふれあい促進事業の成果は、どうだったんですかね。大人と子供に対してやられたと思うんですが、その辺のところは、いかがでしたか。

○讚井福祉総務課長

ふれあい促進事業の成果として、昨年度は、子供を対象としたふれあい促進事業では、室積中学校で実施したわけですが、障害についての理解促進が図られたか、あるいは障害のある人、支援者との交流により、そういう方々との相互理解が図られたということで、共生社会のあり方を考えるよい機会になったというふうに考えております。

その中で、中学生が作成した短歌を、ふれあい促進事業の中でつくっていただいたわけなんですが、障害についてとか、共生社会について表現された作品が数多くありました。そういうことから、一定程度の成果はあったものと思われま。

それから、大人を対象とした事業では、これは、社会福祉協議会と共同で開催したわけですが、一般参加者は20名とちょっと少なかったようにも思うんですが、障害がある人と積極的に交流する機会がなかった人の参加も多くあり、料理をしたり、スポーツをともに楽しんだということになっております。

参加者からは、障害に対する知識や障害のある人の支援について、体験的に学ぶこと

ができたという御感想もいただいております、こちら共共生社会へのあり方について、考えるよい機会になったものというふうに思っておるところでございます。

○森戸委員

27年度で、おでかけマップは、27年度は、何をされたんでしたっけ。

○讚井福祉総務課長

27年度は、マップの作成の前段階として、市内小学生約10人をバリアフリー特派員というのに任命をし、障害がある人とともに、市内の主要施設のバリアフリーの状況を体験的に確認をする、ふれあい交流事業というのを実施したところでございます。

あと、もう一つが、事業所への働きかけとして、3月に市内の事業所に対しまして、バリアフリーの状況についてのアンケート調査を実施したところでございます。

○森戸委員

子供たちの、障害を持っていない子供たちだと思いますけれども、子供たちの反応というのは、いかがでしたか。

○讚井福祉総務課長

一緒に施設を回ることによって、障害者の目線であるとか、そういったものを感じ取っていたように感じたというふうに聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

はい、了解しました。

○加賀美委員

ちょっと1件だけ、要望しておきたいと思います。

105ページに、ねんりんピック開催事業ということで、これは、光市で事業は行われたということで、予算がとられていると思うんですけども、その後、ことしについては、長崎で行われて、光市から21名ぐらいが出場するというふうに聞いているわけでありませう。

これらの方々に対しても、やはり先ほどの障害者の全国スポーツ大会の奨励金の話が出ておりましたが、そういったように弱者ではないんでしょうけど、そういう奨励金を出すなりを今後検討していただけたらと思います。

この辺、ことしの予算には入っていませんけれども、やっぱり今後の対策として検討していただけたらと思います。要望として出しておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第9号 平成27年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

271ページの介護支援ボランティアポイント事業の委託料のことについて、お伺いします。

これについては、主要施策の成果のページで、292ページ、293ページに紹介されておりますけれども、こちらのほうについては、登録者等活動時数と、活動延べ日数ということで紹介をいただいています。

交付金の付与ポイントが434ポイントで、申請されたのが293ポイントということで、付与されていないポイントがあるわけですが、実際に付与されていないポイントの状況について、どのように把握されておられるのか、教えていただけたらと思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応、ポイント付与数は、434ポイントなんですが、そのうち、1ポイント～9ポイント、10ポイント未満の方が53名、割合にして78%おられますことから、10ポイントに満たない方がおられることによって、このような状況になっております。

○畠堀委員

中には、ポイントの10ポイント以上を持っていても、もう要らないよと、そういういろんな考え方の方がおられると思うんですが、そういった事例というか、そういったケースは、あんまりないんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応10ポイント刻みで、それぞれ例えば11ポイントとか、12ポイントいらっしやった方も、一応ポイントが付与されて、10ポイントが付与されるんですが、それぞれの段階において、10ポイント未満の端数というか、そのポイントは切り捨てているので、このような状態になっていると。

○近藤福祉保健部長

10ポイントに達した人は、全て換金されておられます。

○畠堀委員

はい、了解しました。

○土橋委員

1億3,000万円からの黒字になっているんですけども、これは、不用額なんかを見てもあれですけども、何が原因だと思いますか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

1億3,000万円の形式収支のうち、先ほども申しあげましたように、国及び県支払基金交付金の給付の精算の返納金が9,000万円程度ございまして、実質の収支については、4,100万円程度ということになっております。

この原因につきましては、こちらが見込んだ保険給付費よりも、実際の保険給付費が下回ったという状況でございます。

○土橋委員

この平成27年度当初に値上げをしたんですよね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

はい。

○土橋委員

値上げをしたのよね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

27年度に値上げをいたしました。

○土橋委員

4,670円が4,930円に値上げがされたと。260円の値上げだったわけだけども、全体で約400万円の値上げということではあるんですが、3年に一度の見直しですけども、もし見直しをしないという方向はあるんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

それは、第7期以降の見直しということでございますか。

○土橋委員

いやいや、どちらにしても、3年に一度は見直すというようなことを言われるから、いやいや、別に値上げをするのに3年も何もないよと、値上げをしようと思えば、幾らでもできるんだよということなのか、どうなのかちゅうのを聞きたかったんですよ。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

準備基金等、今後の給付の見込み、認定者の伸び等を勘案しまして、値上げを実際第5期から第6期にかけまして、していない自治体もございますので、そこら辺は、する必要がなければしないでもよいとは思っております。

○土橋委員

それは、当初にいろいろ思惑はあったろうけれども、400万円弱ぐらいしか影響がないんなら、4,000万円ぐらいの黒字になっちゃうわけだから、やることはないっちゃあ、やることはないわけですね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

先ほどの4,930円というのは、毎月の額のことでございますので、年間で通しますと、その12倍ということになります。

○土橋委員

ああ、そうか。12年していったら5,000万円ぐらいか。おれ計算間違いしちよったか。そしたら。はい、いいです。

それと、去年の8月から、年金の対象で、2割負担になった人がいるちゅうていうことですけども、どのぐらいおってんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

2割負担の方は、28年3月末現在で272人いらっしゃいます。

○土橋委員

例えば、私が、年金が約290万円以上あると。（「ほう」と呼ぶ者あり）いやいや、例えばの話ですよ。で、女房は120万円ぐらいしかないという場合は、女房は1割で、私だけが2割負担になるということですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応、まず年金収入が、同一世帯に1名の場合は、先ほど議員さんが申されたとおり、280万円以上が2割負担ということになります。

○土橋委員

2人の場合は。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

2人の場合は、同一世帯に65歳以上の方が2人以上おられる場合は、その年金収入とその他の合計所得が、346万円を超えたら、2割負担ということになります。

○土橋委員
何ぼ。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
年金収入とその他の合計所得が346万円を超えますと、2割負担ということに。

○委員長
土橋委員、よろしゅうございますか。

○土橋委員
よろしゅうはないけれども、1人で290万円なら、2人で600万円ちゅうんならわかるが、えらいこすいことをするかと。

○委員長
質問ですか。

○土橋委員
いやいや、質問ととられても構わんけれどもやね。わかりました。そういうようなことをしてでも、どうでもとるところからは、とるということがわかりました。
それと、今後、その要支援を、介護保険から29年度から外すちゅうことになっているんですが、今現在、要支援については、どのぐらいの人たちがおられるんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
主要施策の成果には、掲載しておりますが、平成28年3月末で、要支援1の方が325人、要支援2の方が413人、合わせて738人いらっしゃいます。

○土橋委員
これが、結局は、29年度からは、光市の責任になるということですね。質問をこれ以上しても、余りおもしろくないということで、質問はやめます。

○磯部委員
1点だけ確認をさせていただきます。

先ほど、大変失礼いたしました。主要施策の成果の292ページ、及び決算の資料でしたら、271ページ、先ほどの地域介護予防活動支援事業の地域ふれあいサロンの事業ですけれども、私、今回、特にその介護予防というものに、今後、力を入れてこられるという中で、ここの事業、もう長年やっいらっしゃいますけど、非常に大切になってくるのではないかなと思っております。

年々その状況を、私も決算のときに今までも確認をしてまいったんですが、なかなかその事業者、その事業実施自体の団体が、若干ですけど前回よりもふえていると思いま

すが、なかなかふえてこない。中身は、非常に地域で密着したそういう取り組みになっておりますので、なかなか自治会だけではできない。そのあたりの課題等、現状について、もう少しこの決算のときに確認をさせていただきたいと思ひまして、質問をいたします。済みません。質問は、27年度決算を終えて、その事情、状況ですね。何か取り組みの中で課題があると思ひますので、そのあたりをお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

現在、いきいきふれあいサロンにつきましては、平成27年度末で、市内で71団体、年間で延べ1万7,516人の方が、活動に参加されておられます。

団体数も参加人数も年々増加傾向にはありますが、課題については、サロンの担い手がないとか、サロンを始めたくても自治会館などの場所がない、サロンの育成の地域差も生じているというところがございます。

今後、地域包括ケアシステムを構築する中で、新たな本年度の取り組みといたしまして、いきいき百歳体操普及事業や、ひかりふれ愛ポイント制度という事業をやる予定なんですが、その中で、サロンへの参加を促進する仕組みづくりについても、今、検討をしているところでございます。

○磯部委員

はい、よくわかりました。これは、介護予防として、いつまでも元気でいただけるためのこの事業、以前からずっとやられておりますけれども、大切な非常に重要な、私は事業であると思っておりますので、そのあたりも含めて、今後展開していただきたいと思っております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③追加議案第67号 光市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：①原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

我が党の四浦議員がいろいろ言っておりますけれども、環境保全のことについて、ここには環境保全という一般的なものはあるんですけれども、例のハトのふんのやつ。あれは、あれですか。適当な場所にそういうふうなことがないようにというような、そういう知らしめるような形で何かを善処してほしいんですけれども、いかがでしょうかね。それだけをお願いをしておきたい。

○原田環境政策課長

先般も、相生市営住宅のハト対策要請書等もいただいております。その中でも、今、おっしゃられたような趣旨の内容がございまして、市の施設等を活用した啓発的な看板等の設置については、検討していくという形で、今、考えております。

以上でございます。

○土橋委員

了解しました。よろしくお願ひします。

○森戸委員

まず、猫についてでございますが、猫の相談状況というのは、どんな感じなんですか。

○委員長

野良ですか。

○原田環境政策課長

27年度で申し上げますと、猫に関する相談件数は7件ございます。内容的には、主に餌やりに起因した猫の数がふえてしまった結果、猫害、具体的には、ふん尿とか、爪研ぎとか、畑を荒らすとか、そういう部分の猫害に対する苦情の相談が主なものでございます。

○森戸委員

犬猫等を合わせると、どのぐらいのうち、猫がどのぐらいなんですか。

○原田環境政策課長

27年度は、猫が、先ほど申し上げましたように、7件で、犬のほうは2件でございます。

○森戸委員

この猫とか犬の飼い方については、何らかの法律があるんですか。及び条例。県と共同して行うというふうに聞いているんですが、市はですね。それは、どんな条例で、中身についてはどういうものなんですかね。

○原田環境政策課長

犬に対しては、法律も条例もございますけど、猫に対しては、法律的なものとか条例的なものはございません。ただ、環境省は、猫の飼い方の基本的な基準というものを示しておりまして、室内飼いを奨励しております。

○森戸委員

その犬の飼い方教室というのは、市がやっていらっしゃるんですけど、相談は、猫のほうが多いんですから、私は、猫の飼い方といいますか、そのにおいて困っているケースというのはあると思うんですが、そういうものが必要だと思いますし、また、市がその条例やら法律にのっとって初動対応するというふうに、事務事業評価には書かれているんですが、どこまでどういうふうにやられているんですか。市が行うその初動対応というのは、何なんですか。

○原田環境政策課長

とりあえず、まず相談があったところに行きまして、状況を確認いたします。飼い猫と、そうではない場合によって対応は異なるんですが、飼い猫であれば、飼い主が明確にわかれば、飼い主のところに行って、室内で飼っていただくという指導とか。猫の場合は、室内で飼わなければいけないという義務づけはありませんので、仮に室外に出される場合であれば、去勢とかの手術をしていただくとか、そういう環境省の飼い方の基準的なものを見せて、お願いするという形です。

野良猫であれば、その野良猫が、そこに集まってくる原因等を聞き取りしまして、原因がわかれば、それに対する対応をしておるといった形でございます。

○森戸委員

この相談があった7件に関しては、そういうふうな対応をされたんですか。されて、解決に至ったんですか。どうなっているんですか。

○原田環境政策課長

7件が、全て解決しているわけではありませんけど、例えば、餌やり等で、そこに野良猫が集まっている場合、直接、時間帯等もわかりますので、私どもも張り込んで、その餌をやる人に対して指導しておさまっているものとか、一定の成果は挙がっています。

○森戸委員

なかなか成果が挙がっていないものに関しては、経過の観察といたしますか、そういうものは、やられるんですか。

○原田環境政策課長

御相談される方も、犬と比べて猫の場合は、なかなか登録制度もなく、難しい部分というのはわかりつつも、自分が迷惑をこうむっておるわけですから、その部分について継続的な御相談もあつたりして、その辺のモニタリングといたしますか、そういう部分については、気をつけておるところであります。

○森戸委員

わかりました。しっかり経過の観察といたしますか、その辺も、ぜひお願いをいたしたいと思います。

それと、昨年の決算委員会で、政策工程表の中で、新たな新エネルギーの研究について書かれているので、質問をいたしました。その部分に関しては、どのようになりましたか。

○原田環境政策課長

自然エネルギー資源の活用方策の研究については、27年度をもって一定の考え方を取りまとめております。

具体的には、よく言われているんですが、日照時間が長いといわれる本市の地域特性を生かしながら、太陽光のエネルギーを主眼に置いた施策の展開を図るとともに、再生可能エネルギー、太陽光のエネルギーの活用がメインになるんですが、再生可能エネルギーの創エネと——エネルギーをつくるほうですね。創エネと同等の効果がある省エネとの相乗効果による、温室効果ガスの削減に取り組むことと結論づけました。

○森戸委員

ちょっとよくわかりませんが、まあまあ、視察も行われているわけですから、市民も一緒に行かれたんですよね、北九州のほうに。成果として出していただきたいと思いません。

以上で終わります。

○畠堀委員

123ページの光市省エネ生活普及促進事業補助金のことで、若干、今の御質問をしたのに関連があるかと思えますけれども、太陽光発電の住宅用のシステム助成として、26年度は、64件ということで、先ほど説明がありました。

振りかえってみると、25年度が104件、26年度が74件ということで、ここ数年間、少し減ってきているわけですがけれども、今、説明の中で、その日照時間の長い光市の特長を生かしたということで、今後の取り組みがあるようではございますけれども、この助成の実績に

については、どのように分析なり評価されておられるのか、伺いたいと思います。

○原田環境政策課長

住宅用太陽光発電の関係でございますが、資源エネルギー庁の公表データで申し上げますと、本市の平成27年度末における10kw未満の太陽光発電設備の導入件数は、1,484件でございます。これをもとに算出した本市の住宅用太陽光発電システムの普及率は、9.7%であります。

第2次光市環境基本計画における29年度の環境指標の目標値としております、10%にかなり迫っておるという形でございます、計画の制定時の24年度が5.43%でございますので、かなり寄与しているのではないかと判断しているところでございます。

○畠堀委員

若干ですが、まだ目標に達していないということで、さらにまた、普及に向けては取り組んでいくというふうに理解いたしました。

それからもう一点ですけれども、これは、政策工程表の40ページにあります、もったいない文化の醸成ということなんですけれども、こちらのほうで、これまで風呂敷の販売等を行ってきておりましたけれども、26年度で、販売がどうも終わっておられると。27年度からは、風呂敷の活用の展示ということに活動がスライドしていつているわけですが、このスライドをしていく中で、風呂敷の販売の最終的な実績といえますか、どのような実績で終わっているのか。

そして、風呂敷とか、いわゆる在庫等もなく全て完売して終わっているのか、そのあたりの取り組み状況について、お知らせいただけたらと思うんですが。

○原田環境政策課長

もったいないふろしきにつきましては、風呂敷をもったいない文化のシンボルとして、4,000枚の風呂敷の作成、セミナーの開催等を展開して、市民にある程度の周知と取り組みが定着してきたと判断しているところであります。

そういう部分を受けて、平成26年に、もったいないふろしき展を行いまして、その際、実施したアンケートがございます。この結果の中で、70%を超える家庭に風呂敷があるという結果が出ておりました、今後は、その家庭にある風呂敷を積極的に活用していただくことに主眼を置いた啓発等を進めていくこととして、26年度をもって、先ほど委員がおっしゃられたように、もったいないふろしきの販売は中止したところでございます。

販売枚数につきましては、20年度から、当初の数字で若干わかりにくい部分はあるんですが、26年度まで、販売が1,175枚で、先ほどの4,000枚のうちの国体記念品でお渡ししている1,800枚がございますので、それ等を合わせて、それに例えばエコフェスタ等での抽せん会で趣旨に応じた景品等で使っております、現在の在庫は、約20枚程度でございます。

○畠堀委員

4,000枚つくられて、所期の目標を達成して、活動に切りかわったということで理解いたしました。ありがとうございます。

説 明：②小田環境事業課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

リユースネットひかり、フリマネットひかりというのが実施されていますよね。これは、譲りたいものと譲ってほしいものがあれば、その登録するという制度ですか。この利用方法はどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

例えば、今、家がもう要らなくなったと、家の中の品物を譲りたいと、そういうふうな市民がいらっしゃるときに、こういったものは利用できないかという相談もあるんですよね。

だから、係員がいて、要るものは、登録されているものは、これとこれはもらって帰る。そういう仕組みはやっていないんですね。この利用、このネットひかりの利用方法はどんなものがあるんでしょうか。個人がピアノが欲しいとか、そういう申し込みをして、譲りたいものが一致したら、差し上げますという制度にしているんですか。その辺をちょっとお尋ねします。

○小田環境事業課長

ただいまの質問で、まずリユースネットひかり、これについては、登録制になっております。今、委員さんがおっしゃったように、例えばピアノが欲しいとか、そういった場合、登録していただければ、譲っていただける方がいらっしゃれば、成立するという形です。

あと、譲りたいということで、もう不要になったものを登録をいただくことによって、市の広報とかホームページで紹介しておりますので、そこで希望者がいらっしゃれば、成立することになります。常に登録状況は、ホームページで更新はしております。

以上でございます。

○加賀美委員

先ほど言いましたようなことは、そんなサービスはしないよと、勝手にやってくださいと、こういう考え方ですね。

もう一つ、例えば、要らなくなった大型のその不燃物ですね。それは、まとめて出せば、お金を払って処分しますというのがありますよね。そういうやつも、家を全部見て、何ぼだったら、ごみを取っていきますという制度はないんですか。そういうことは考えるつもりはないですか。

○小田環境事業課長

今、言われた、ふれあい訪問収集ということで、1件当たり5点ほど、収集する毎週

水曜日の午前中のみのお仕事でございますが、そのときに不要なごみを出していただければ、その分については回収のほうは可能ですが、家の中のごみを処分するというところで、職員が行って、回収するようなサービスはしておりません。

ただ、そういった場合は、市に一般廃棄物の許可業者がおりますので、そういった業者をお願いするのが妥当と考えております。

○加賀美委員

わかりました。済みません。

説 明：③中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

1点だけ。深山浄苑の運営に関しましては、しっかりと取り組まれていると思います。あそこの深山浄苑に行くまでに何らかのことがあった場合、崖崩れで通れなくなったとか、そういう場合の搬入できない場合の想定といいますか、処理の想定、もしくは職員とか業者の安全対策というものは当然できていると思うんですが、その辺のところはどうなんですかね。

○中本深山浄苑長

まず、搬入できない場合の想定といたしまして、二、三日であれば、業者の協力のもと待機していただき、それ以上であれば、緊急対応としまして、下松市のほうに1カ月程度の搬入の承諾をいただいております。

次に、職員や業者の安全対策についてのお尋ねですが、現在、搬入道路の数カ所の崩れに関しまして、主な危険箇所が下松市の管轄になっており、9月補正で予防治山工事を行う予定となっております。

職員の対応につきましては、苑長が緊急出勤の後、部長、防災危機に連絡、各職員に搬入道路等の状況を連絡、車の駐車場所・迂回路等の指示、業者に関しましては、待機、状況により職員による危険箇所の誘導を行っているところでございます。

以上です。

○加賀美委員

し尿処理事業が、先ほどのお話によると、電気料が随分高いちゅうことですよね。電気料の使用料、光熱費がね。1,400万円の中でやっぱり電力を使っているちゅうことですけれども、今、公共事業については、太陽光発電が頻りに機器をセットして、少しでもコストを下げようというような状況があるわけですが、そういったことは考えたことはないのかどうか、そこらあたりちょっとお尋ねしてみたいんですが。

○中本深山浄苑長

電気使用料につきましては、使用料で5.7%カットを行っており、太陽光のほうは、今のところは考えておりません。

以上です。

○加賀美委員

いやいや、太陽光について、この使用について考えたことはないんですかと。考えたことはありませんじゃなくして、計算してみて、やっぱりこれをやれば、投下資本と、それに対するこれ成果がこのくらいあって、何年たったらとれていくと、利益になっていくんだというふうな計算をきちっと試算をされたことがあるかどうかと。ないんならば、今後検討してみたいかがででしょうか。提案だけをしておきます。

説 明：④小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

ちょっと今、聞きそびれたんだけど、浄化槽設置費の補助金、もう一遍、内容を言うてくれませんか。

○小田環境部次長兼下水道課長

浄化槽の補助金につきましては、二通りあります。一つは、下水道が整備されない下水道認可区域外です。それともう一つは、下水道認可区域内であっても、当分の間、下水道の整備ができないという住宅につきましては、補助を行っております。

○土橋委員

外と内でしょう。

○小田環境部次長兼下水道課長

外と内です。

○土橋委員

内は、何だって。

○小田環境部次長兼下水道課長

内は、下水道の整備工事が当面行われない住宅について、補助を行っているということです。

○土橋委員

それで何ぼですかね。

○小田環境部次長兼下水道課長
基数ですか。お金ですか。

○土橋委員
いやいや、基数。

○小田環境部次長兼下水道課長
基数ですか。認可区域外が22基、認可区域内が5基です。の合わせて27基です。

○土橋委員
これは、もちろん27年度でしょう。

○小田環境部次長兼下水道課長
そうでございます。

○土橋委員
後でちょっと詳しく。

○委員長
ほかにございませんか。ないですか。マイクを切ってください。土橋委員。
それでは、ないようでしたら、環境部所管分全体を通して、何かただしておきたいことがあったら、お願いいたします。ございませんか。聞き落したとか。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②追加認定第7号 平成27年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

昔から言ってきたんですけれども、墓園会計は、もう特別会計から一般会計にしてもいいんじゃないかと言ってきているわけですが、いずれ検討する検討するという形の中で、このまま残っているわけですけどね。

基本的には、例えば新しい墓を造成するとか、あるいは共同墓地をつくるとか、そういう事業展開があるんなら特別会計でもいいですけども、もうほとんど何もないと。

そういう中では、もう一般会計に移したほうが、何か毎年、繰上充用金で前期から借りなくちゃならんと。借るのは、下水道だけでいいんじゃないかと思う。こんな小さなお金のものは、一般会計で処理してできるはずだと思うんですけど、その辺については、どういうお考えか。副市長、ちょっとお考えを聞かせてください。

○委員長

指名ですか。

○原田環境政策課長

墓園につきましては、委員さん御承知のように、特定の市民等の利用に供する施設でございますので、受益者負担という観点から、特別会計としてきております。

一般会計の移行に関しての御質問をいただきましたが、平成25年から27年の3年間の実績で申し上げますと、墓所総数は、3,395区画で増減はありませんが、毎年、コンスタントに墓地区画の返還がありまして、各年度末の貸出可能残区画数は、25年度末が9、26年度末が17、27年度末が27区画と増加傾向にありまして、現時点では、一定の市民ニーズに応えられている状況ではございます。

当初の造成計画で申し上げますと、両墓園ともまだ整備されていない部分があります。昨今の埋葬等の方法の多様化など環境の変化も踏まえまして、両墓園の最終的なあり方を検討して、その整備等が終了した時点で、収支状況を見ながら一般会計への移行を検討していくべきであると考えております。

以上でございます。

○加賀美委員

今のお答えの中で、じゃあ今からその造園計画があるのかどうか、もうそんなことがないんなら、あそこは墓園公園として、いわゆる公園だからね。いろんな形でもう売却も勝手にはできんし、今の中では、もう市民を限定しているわけですね。特定の市民だけに貸し出しすると。

そういう中では、もう一般会計に移したって何ら問題ないと思うんだけどね。何かこれからまた造成事業をやるとか、あるいは共同墓地をつくって指定管理して、管理していくちゅうなことをやるんなら、特別会計にしなくちゃならんかもしれないませんが、もう何にもしないんなら、普通会計にして、もちろん指定管理に出したって構わんしね。

やっぱりこういう形で、墓園特別会計に置く必要はないんじゃないかと思うんですけど。よその地域でも、特別会計にしているところは余りないような気がするんですけど。その辺をまた御検討をください。

以上です。

○畠堀委員

241ページで、先ほど触れられましたけれども、地盤調査を行われておりますけれども、その結果として、特に安全面とか何かその辺の問題とか、結果についてどのような

結果が出たのか、教えていただけたらと思います。

○原田環境政策課長

地盤調査につきましては、大和あじさい苑のBブロックの墓地区画に地下空洞が見つかったため、緊急に空洞及び地盤の調査を行ったものでございます。

調査方法につきましては、水準測量、レーダー探査、カメラ調査、スウェーデン式サウンディングでございます。

調査結果につきましては、該当墓地区画等は、早急に修繕が必要と評価されましたが、墓苑全体が空洞化している可能性、あるいは空洞化するであろう可能性については、極めて低いという評価結果となりました。

以上でございます。

○畠堀委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

③追加認定第8号 平成27年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：田村建設部次長兼道路河川課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

決算の165ページの道路維持についてお尋ねをします。

今、大和地域で道路の維持管理に関して委託をしているということだったんですが、その委託をした場合、どんな維持管理を委託しているんですか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

市道の、側溝清掃や草刈りをお願いしております。

○森戸委員

草刈りなんかの場合、例えば、けがをしたりとか、その辺のところはどうなる、もしけがをされたりした場合、どうなるんですか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

市で入っている保険がありまして、お見舞金程度の対応ができます。

○森戸委員

それと、例えば、石がはねて車を傷つけてしまったとか、そういう場合はどうするんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村建設部次長兼道路河川課長

市に過失等がございました場合につきましては、対応ができます。

○森戸委員

わかりました。

以前、専決処分か何かだったと思うんですけど、業務委託をして、草刈りをして石がはねて、車を壊してしまったというケースがあって、それ以降、例えばこのガードですよね、こういうのを持って常にやるようにしてたと思います。

それで、そういう事故を防ぐという目的でやっていたと思うんですが、こういった自治会の委託に関しては、そういうものは、なかなかできないと思うんですが、そういうところは、どういうふうにはバランスをとっていくのか。質問です。

○田村建設部次長兼道路河川課長

なかなか自治会で、そういった飛散防止のネットを張られてやるのは、人数的にも難しい場合もございますでしょうから、極力通行車輛の無いときにやっていただくか、気をつけてやっていただくようお願いはしてまいりたいと思います。

○森戸委員

ぜひ、お願いをしたいと思います。

今に関連して、道路維持の予算、ここの道路維持事業の予算というのは、事務事業の評価で見えていくと、増えていますよね。25年で8,300万円に対して、27年で9,400万円ですか、年々ふえてってるわけです。住民ニーズに応えようとする、当然予算は増えていきますけれども、どれだけ増えていくのかっていうと、これ年々増えていって28年は1億円超えるわけですよね。

その辺のバランスというんですか、地元に出ししながらも、安全を確保しながらも、予算も抑えながら、その辺のバランスといいますか、業者に委託をしたら高くなるから、そういうふうに自治会に委託をしていくんでしょうが、その辺はトータルで見えていく必要があると、私は思うんですが、いかがでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

今年の予算は、1億円を超えております。26、27年度から支障木等の処理等を行ってございまして予算が増えております。今、委員言われるとおり、市ができないから、地元というよりも、地元の方にもできるだけやっていただき、市がやる場所は市でやるということで、予算等も確保していきたいと考えております。

○森戸委員

非常に、ここは頭の痛いところで、その市道ののり面管理地元をお願いをしている、ただでお願いしているところさえも、草刈りもできなくなってきましたので、非常に、人口減難しいところだと思いますが、その辺のバランスといいますか、大変なところだと思いますが、よく御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○加賀美委員

市道改良工事についてお尋ねしておきたいと思います。

県道光徳山線のところの、そっから入る筒井3号線は、かねてから、県道から入り口は広いけれども、中に入るたびに狭くなってきていると、そこは通学路であるために、路肩が、十分市の土地があるんだから、それを広げたら広がるんじゃないかというような住民要望が出てたんですけども、この筒井3号線の拡張についてどのように認識しておられるか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長

加賀美委員、該当する決算ページどこになりますか。

○加賀美委員
市道改良工事の。

○委員長
いや、ページ数。

○加賀美委員
ページ数は 165 ページです。

○委員長
それで、お願いします。

○田村建設部次長兼道路河川課長
筒井 3 号線におきましては、今、委員申されたように、消防機構から西側に約 180m くらい行ったところから、平成 25 年度から整備をして、26、27 年度につきましては、その筒井 3 号線に接続する枝線を整備しております。

また、この路線につきましては、宅地開発等が進んでおりまして、宅地開発が進めば道路部分も若干広くなるということもありますから、そちらの状況も見ながら、今後は事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○加賀美委員
そこは、通学路であるし、交通量も若干ふえてきているようなので、ひとつよろしく御検討お願いいたします。

以上です。

○磯部委員
済みません、1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

決算書の 163 ページ、土木総務費の中の一番最後から 2 番目くらいに、法定外公共物維持管理のあたりの補助の金額が出ております。

非常に少ない予算ではありますが、長年自治会に材料支給、または自治会の手が足りないところは、業者に委託する、その 2 つのパターンの補助を出していただいていたと思います。

この実績というものに対して、こちらの主要施策の成果のほうに載っておりませんでしたので、詳細がわかれば、27 年度のそのあたりをお教えいただけたらと思っております。

○田村建設部次長兼道路河川課長

法定外公共物維持管理支援事業補助金でございますが、平成 27 年度におきましては、6 件ほど自治会等から申請が出ております。

以上です。

○磯部委員

それは、材料支給だけのものなのか、2つのパターンがあったと思います。濟いません。この支出がどちらのかわからなかったんですけれども、トータルで少し教えていただけたらありがたいなと思って、濟いません、質問の仕方がおかしかったです。お願いします。

○田村建設部次長兼道路河川課長

法定外公共物維持管理支援事業補助金、こちらは地元の方だけでは修繕等が困難な場合は、業者さんをお願いする場合がございます。そうした場合に、地元の自治会の方に対しまして、材料費は上限として 10 万円まで、施工手間としましては、見積もりにより施工手間の 2 分の 1 を上限 10 万円まで、合計最大 20 万円の補助金を支給させていただいている事業でございます。

その申請が、昨年度は 6 件ございました。

○磯部委員

了解いたしました。

このあたり、必要な、市内全域必要でないところと、必要なところと線引きがあると思うんですけれども、要望の多いところ、少ないところ、このあたりの整備も含めて、次年度に参考にしていただけたらと思っております。

以上です。確認のための質問です。ありがとうございました。

○森戸委員

今のところの道路維持費の道路維持補修用資材の不用額は幾らくらいなんですか。

この予算。

○田村建設部次長兼道路河川課長

原材料支給額の不用額でよろしいですか。

○森戸委員

はい、ええ。

○田村建設部次長兼道路河川課長

668 円です。

○森戸委員

それだけ。

わかりました。いいです。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

171 ページの公園緑地費の公園緑地維持管理事業、都市計画の所管の中で、今年度7,339万8,000円ということなんですが、これ自体、年々公園緑地の維持管理の予算というのが、年々増えてるんですが、これはどういう理由ですか。

○松並都市政策課長

公園緑地維持管理事業の年次的な増加についてでございますが、決算書を見てもおわかりのように、大半を委託料が占めております。委託にかかる人件費の上昇が大きな要因ですが、草刈りや樹木の剪定といったニーズに応えながら、作業範囲を決定していく上で、増加傾向にあると推察しております。

以上です。

○森戸委員

都市計画の所管の中では、予算の上ではここだけなんですが、25年でいうと6,700万円くらいだったわけなんですけど、人口が減ってきているにもかかわらず、管理する面積はそんなに増えてないと思ってんですけど、この辺は考える、人件費が上昇したというだけではなくて、予算の部分でちょっと考えていく必要があるんじゃないかと、私は思うんですが、いかがですかね。

その野方図に、上昇させていっていいものなのかどうか。上昇させないために、予算を増加させないために、何らかの手を考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松並都市政策課長

維持管理費の上昇についてのお尋ねをいただきました。

総合計画では、公園あるいはポケットパークといった市民に身近な施設の管理について、市民との協働による方法を検討すると、うたっているわけでございますけれども、やはり数多くの公園を維持管理していく上で、何といたっても費用の縮減が求められており、地域住民の方々との一緒になった協力体制といいますか、また維持管理体制というのが求められているということで、内部検討を進めているところです。

以上です。

○森戸委員

了解をいたしました。

冠山は、6,000万円以上かかって、それを年間だと5,900万円くらいなる指定管理をしたことで、維持管理費の上昇が抑えられてきてますので、その辺のコストの部分も常に考えていただくことと、あとは、このバランスなんですけど、児童遊園地なんかは、高齢化で地域、児童遊園地自体は地元管理なんですけど、高齢化で担い手が不足しているということで、これも公園自体の存続自体も難しくなっている状況でありますので、こういうところは、逆に市が入ると予算が増えていくようになりますので、その辺の担い手不足による管理不全とコストの上昇、どうバランスをとるか、ここも非常に、先ほどの道路と同じで、非常に難しいところだと思いますが、高齢化、人口減の大きな課題だと思いますので、前向きに積極的に考えていただきたいと思いますので。

検討しますということですが、これも去年の決算の指摘でも検討しますということでしたので、検討は恐らく進んでないんだらうと思いますので、検討引き続きやっていただきたいと思います。

以上であります。

○加賀美委員

1点だけちょっとお伺いしておきたいと思います。

171ページの駐車場の管理委託料の問題でございますけれども、この管理委託料の問題について、かねてから検討した結果、駐車場の整備計画が1億円以上の予算をかかっているんで、中断した傾向があるんですよ。

しかしながら、考えてみると、収入が1,490万円もあるということは、大体普通、自動徴収機を入れて1,500万円くらい、ちょっと安うなっていると思うんですけど、そのくらいで1台セットできるわけだから、何らかの形でセットできないものだろうか、法的な規制がある。そんなに厳しいんだらうかと思うわけなんです。

だから、民間でも、宅地の家の横に駐車場に自動徴収機をつけておりますから、そんなに難しいのかなと思いつつながら、1年やるごとに、やっぱり費用がどんどん出ていくわけであって、自動改札つければ、収入も増えてくるというような状況なんですけど、この辺については、どういうお考えか聞かせていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

光駅前駐車場の自動化につきましては、効率化や公平性の観点から検討を進めてきてまいりました。

しかしながら、光駅前の駐車場や駐輪場を中心とした整備の計画づくりを進める過程で、光駅を取り巻くさまざまな環境の変化が生じてまいりましたことから、この計画づくりを、取りやめたことは議員御承知のことと存じます。

今後、駅前拠点整備を検討していく過程では、駐車場というのは欠かすことができない施設だと考えておりますことから、この検討過程においては、これまで行革大綱に掲げておりました、公平性あるいは効率性といった観点からの検討は、あわせてしていく

必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○加賀美委員

検討の段階で、なぜ自動徴収機が設置できないのか、これを設置できる形にすればいいわけであって、今までの過程の中には、整備しなければ設置できないというような方向づけがされていたと思うんですけど、このあたりについて、何か緩和策っていうのはないでしょうか。

○松並都市政策課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、今後の計画をつくっていく過程で、駐車場を欠かすことはできないという施設でありますけれども、こういった配置をしていくのか、市民の利便性の向上、あるいは交通安全、交通体系の変化の対応といったような、いろんなものに対応していくために、駅前をこういった配置、ゾーニングをしていくかということが、極めて重要になると考えておりますことから、今の駐車場の位置に、単に機器等を設置するわけにはいけないのではないかと考えているところでございます。

将来結果を見据えた上で、手戻りのないように検討していく必要があると考えているところです。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。この辺については、早急にというわけにはいきません。今おっしゃったように、いわゆる駅舎を中心としてやった中で、駅舎の中に立体駐車場なんかを置くちゅうような考え方もまたできると思うんですよね。

そういったものを含めて、検討をしていかなくちやならんと思いますが、それは随分時間がかかるんで、当面あそこに置きさえすりゃできるんだから、当面そんなものを置くことはできないかっていうことを含めて考えていただきたいと思います。

以上です。

○土橋委員

今の意見なんですけど、議員間討議じゃないけども、合理的なら何でもいっていうふうな考え方は、おかしいんじゃないかと思えます。

つまり、金がかからなかったら、どんなことやっても、金がかからない方向に持っていくっていうのは、私は、必ずしも、そりゃ賛成できないというふうに思います。

やはり、そこに今、人がいて、その人たちが働く喜びも含めて、自動じゃなしに置いてほしいというような、そういう意見さえあると思うんですよ。

だから、金が安けりゃええっていうんじゃないから、職員も皆臨時にすりゃええんじゃない、そういうものすごい乱暴な言い方するとですよ、あるいは、業務委託して半分くらいなるんじゃないの。人件費が。だから。

○委員長
土橋委員。

○土橋委員
もう 30 秒じゃ。

○委員長
加賀美委員に質問ですか、それは。

○土橋委員
いやいや、そうじゃなしに、こちらに言いよるんです。
だから、必ずしも、私が今言ったようなことは、頭の中に入れながら、やっていただき
きたいということだけはお願いをしておきます。

○加賀美委員
今の御意見に反論するつもりはありませんけど、私どもが早くその設置をしてほしい
というのは、あれがあるために、24 時間体制でやるんならいいんですけど、朝 6 時から
夕方 6 時までですかね、その前に駐車場に入って夜遅く帰ると、そういう人たちが随
分たくさんおられるそうなんです。

調査してもらったら、よくわかると思うんですけど、そういうふうに、何ていうんで
すかね、人間の欲っていうか、いわゆる、そういうことが起こらないようにするため
には、やっぱり、機械をセットして、公平、公正の原則でやっていくっていうようなこと
からも、必要じゃないかという意味合いも若干入っているんですよ。

働く場所云々というのは、これはまた、違う次元であって、基本的には、やっぱり機
械をセットして、時間外に、そこを利用する人たちをおしていくっていう考え方もやっ
ぱり必要じゃないかと思うんです。

そのあたりを含めて御検討していただけたらと思います。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明：国広建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員
173 ページ、ちょっと聞き漏らしたんで、もう一遍説明して願いたいんですが、不動
産鑑定委託料っていうのがありましたけれども、何のための委託料なのか、もう一遍説
明してください。

○国広建築住宅課長

不動産鑑定委託料 37 万 8,000 円は島田の領家台にあります、特定公共賃貸住宅の家賃改定を目的に、不動産鑑定士に委託した経費でございます。

○土橋委員

市営住宅の家賃ですが、そうなってくると、古くなった市営住宅は、安くなるんですか。

○国広建築住宅課長

この不動産鑑定士に家賃算定を求めたのは、通常の公営住宅とちょっと異種なものがございまして、近傍の民間家賃と均衡を失しないようにということから、不動産鑑定士に依頼して、近傍家賃との比較で家賃を算定させていただいた次第でございます。

○土橋委員

その辺はわかりましたが、例えば、民間流にいうと、新しい住宅をつくった場合において、5万円もらいますよと、5万円か3万円でもええんですがね、そうすると、これがもう30年も経ったということになると、市営住宅全体で安くなるんですかってお聞きをしているんです。

○国広建築住宅課長

一般公営住宅につきましては、いろいろな係数を掛けて家賃を算定していきますが、規模係数とか市町村係数とか、そういった中に、経年係数というのがございます。

年数がどんどん経っていくと、経年係数のほうも減少していくということになりますと、家賃は自然と、同じ収入ベースがあれば、下がっていくということにはなります。

○土橋委員

ちなみに、1つか2つかくらい例を挙げてもらおうと、非常によくわかるんですが。

○国広建築住宅課長

5年ほど前の住宅と今の家賃というところの比較等につきまして、ちょっと今資料のほう持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○土橋委員

後でいいですから。持ってきてないものを、今から持ってこいっていうのも、またせんない話になりますんで。後からなら、古いのがいっぱいあるじゃないですか。最初はこうだったけども、今はこのくらいになっているというのを資料としてください。

○国広建築住宅課長

では、後ほど提出をさせていただきたいと思えます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御質問させていただきます。

ページ、159 ページにあります、にぎわい創出事業の中のうちの、地域力活用事業について、内容について、もう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

主要施策の紹介の中では、各商工会議所、商工会等での行事が紹介されておりますけれども、そういった行事の主な内容と集客状況等についても含めて、御説明いただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

地域力活用強化事業は、商店会等地域に密着した団体が、地域の特性を生かしたさまざまなイベントの開催を通して、まちににぎわいを創出することによって、地域の特性を生かした魅力のある商店の育成につながることを目的に、光商工会議所に400万円、大和商工会に20万円の補助金を交付しております。

取り組みの主なものを申しますと、光商工会議所が主催する、きものでぶらりinむろづみや、共同チラシや会議所報の発行、商業活性化協議会やほっとショップひかりの運営などの経費の一部に充てられております。

また、浅江商店会が主催する、ひかるちゃんの桜まつり、それから室積商店会が協賛する室積公民館夏祭りやみたらい湾花火大会での物販ブースの設置、それから情報誌の発行などの経費の一部に充てられております。

また、大和商店会が主催する岩田駅前ワイワイまつりとなっております。

以上でございます。

○畠堀委員

これらについて、集客だけではないんですけども、実際、それぞれの行事についてどのように評価されているのか、それぞれでもいいし、全体としての評価でもいいんですけど、どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思っております。

○芳岡商工観光課長

我々よりも、より地域と密接にかかわる機会の多いと思われる商工会議所や商工会をはじめ、地域の商店会や商工業者が中心となって、まちににぎわいを創出すること、顔の見える関係を構築するということは、事業者はもとより、市民にとっても、地域の活性化を直接実感できるものと評価をいたしております。

こうしたさまざまなイベントを通して、地域経済の振興、商工業の発展に結びつくこ

とも期待されますことから、今後もイベントの実施主体とともに、事業の趣旨や目的を共有しながら、本市の活性化に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○畠堀委員

了解いたしました。

次に、159 ページの「雇用の日」事業交付金ということで、金額が拠出されておりますけれども、こちらのほうにつきましては、政策工程表 53 ページに掲載されておりますが、一応 27 年度において、事業の実施並びに事業計画について検討するというような表記がなされておりますが、実際には、27 年、28 年度実施しております。この時点で「雇用の日」事業について、どのような判断がなされたのか教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

「雇用の日」事業について御質問をいただきました。

昨年 9 月にお配りした政策工程表では、平成 27 年度計画で事業継続について検討すると記載し、28 年度の欄が空白であったことも含めまして、御質問いただいたものだと思いますが、平成 25 年度から新たに取組んだ「雇用の日」事業ですが、メッセージフェアを 3 カ年間にわたり開催するなどしてまいりました。

議員の皆様を初め、学校関係者、さらには国や県、経済団体、労働者団体等で構成する実行委員会の委員からも、一定の評価をいただいているものと認識をしております。

これらの声や本事業が本市の特徴的な取り組みであることも踏まえ、改めて事業の継続について検討した結果、平成 28 年度今年度の実施に至ったものであります。

以上でございます。

○畠堀委員

その時点での評価についても、特に光市としての特異な特徴ある事業だということで、当局のほうも御認識されているようですので、私としても、この「雇用の日」事業については、やはり光市としての大変特徴的な事業でございますし、やはり小中学生、子供たちを対象とした事業でございますので、ある程度継続していくということが、より大きな成果に結びつくのではないかというふうに考えておりますので、そういった方向性での今後の取り組み検討をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、観光 P R 事業について、161 ページに記載されておりますけれども、修繕料、広告料、モデル派遣業の委託料が掲載されておりますけれども、このあたりについて、もう少し詳しく御紹介いただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

観光 P R 事業について御質問いただきました。

まず、修繕費 38 万 3,000 円につきましては、コバルトライン萩の平展望台に設置を

しておりました、観光銘板が経年劣化により、表示が大変見にくくなっておりましたことから、新たに更新を行ったものでございます。

広告料 41 万 1,000 円につきましては、主に山口県を舞台に放映された、平成 27 年の大河ドラマの公式ストーリーブックに、伊藤公記念公園の広告を載せ、そのほかにも、渚のライトアップや梅まつり等の開催告知の広告として、主に広島方面を中心としたタウン誌への広告の掲出を行っております。

モデル派遣業務委託料 6 万 8,270 円につきましては、観光ポスター夏版を作成するに当たり、モデルの派遣料となっております。

以上でございます。

○畠堀委員

それぞれの事業については、大変工夫されて取り組まれたと思いますけれども、この 27 年度通じての観光PRの考え方として、どういった戦略といたしますか、目標を持って、ターゲットをどのあたりに絞って、このあたり観光PRをなされたのか、その辺の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○芳岡商工観光課長

再度の御質問いただきました。

光市の魅力を情報発信するための一つの手法として、広告の掲出を行っております。

広告ですから、あらゆる機会に掲出できればよいのですが、当然それもないませんことから、エリアターゲットの絞り込みを行うなど、最も集客効果の期待ができる広島県で発行されているタウン誌などに、渚のライトアップや梅まつりの広告掲出を実施しております。

エリアターゲットの絞り込んだ取り組みとしては、本年度の周南広域観光連携推進協議会においても、観光誘客事業として、広島県を中心とした誘客キャンペーン等の実施を予定しているところでございます。

そのほかに情報発信として新たに作成した観光ポスターやパンフレット等の積極的な掲出、またフェイスブックを用いたイベント情報の提供をはじめ、観光協会のホームページのリニューアルを行うなど、さまざま媒体を用いながら、工夫を凝らした情報発信を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○畠堀委員

特に市外からの人の集客という観点で、PRしていくということは、非常に重要な取り組みだと思っておりますので、今エリアターゲットを絞った取り組みということで、広島を中心に 27 年度は展開されたという御説明いただきましたけれども、県内各市外の地域もあると思っておりますし、内容によってはインターネットを通じた広く全国的な取り組みがあるんだと思っております。

その点のところもう少し目標を、今後も引き続き、目標とターゲットをしっかりと絞っ

た効率的などといいますか、効果のより上がるPRについても、御検討いただきたいと思
います。よろしくお願ひします。

以上です。

○森戸委員

観光についてお尋ねをしようと思ひます。

政策工程表から質問いたしますが、今年度の観光客、27年度の観光客は91万とちょ
っとということなんですが、24年で92万、25年で91万、26年で86万人の観光客とい
うことであります。

今回、昨年度から比べると5万人程度増えているわけなんですが、この増えた部分と
いうのは、どういう部分で増えたのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○芳岡商工観光課長

27年度の観光客が増加したことの分析について御質問をいただきました。

御承知のとおり、昨年度は、世界スカウトジャンボリーが日本、山口県で開催された
こともございますが、全体的に好天に恵まれたという影響もあったと考えております。

以上です。

○森戸委員

はい、わかりました。

この政策工程表では、観光客100万人ということ掲げておられます。この100万人
ついてなんですが、あと10万人ということでもありますけれども、近年見るとなかなか
10万人増やすというのは難しいのかなというふうに思ひます。

そこら辺の部分について、いつまでに、どのような手で目指していくのか、先ほどの
PRすることもあるんでしょうけれども、その辺の何かお考えあれば、お示しをいただ
けたらと。

○芳岡商工観光課長

先ほど申しましたように、昨年度は、世界スカウトジャンボリーの開催や、また、こ
れまでも、国民文化祭や国体など全国的なイベント等の開催を活用し、観光誘客を
図ってまいりました。

今後も幕末ISHIN祭や観光デスティネーションキャンペーンなど、全県的なイ
ベントが展開されますが、これらと連携を強化していくのはもちろんのこと、本市とし
ては、光の海を積極的に活用するために、本年度実施したサンセットビーチランや、山
口県スポーツ交流村での体験型メニュー、さらには冠山総合公園や伊藤公記念公園、里
の厨など、既存の観光資源をさらに磨いていく必要があると同時に、工夫を凝らした情
報発信が必要であると考えております。

こうしたことから、平成27年度においては、先ほど申しました英語版の観光パンフ
レットの作成、観光ポスターの更新などを行い、今年度から観光協会のホームページの

リニューアル、それから青年層を用いたイベント情報の提供など、内容の充実や機会の拡大を図っており、今後も観光客の心に強くアピールできるような、情報発信を積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

100万人を目指すというのは、28年度でですね。この工程表を見ると、期限が28年度に区切られてますので、いつなのかなと。

○芳岡商工観光課長

観光客数100万人を目指すことにつきましては、お手元に示しています政策工程表でも掲げておりますし、それのもととなった光市観光基本構想において示しておりますが、いずれにおきましても、平成28年度末で一旦計画期間は区切れることになっております。

以上です。

○森戸委員

28年度中に目指すということの裏返しだろうと思いますが、天候によって、数万というのはすぐ変わるんでしょから、ぜひ今回打った手がそういうふうになるということを祈っております。

以上です。

○加賀美委員

2点だけ質問します。

今の観光客の件ですけれど、主要施策の成果の中の164ページに、その推移表が出ているんですよね、それが虹ヶ丘海岸で、県外の客が30人とか、室積海岸で13名とか、毎年この数字の推移が出てるんだけど、これ推移だから、推計ですから、計算根拠というのはどういうふうにしてやられているのか、そこらあたり聞かせていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

県内、県外の観光客の動態調査につきまして、宿泊施設につきましては、実績として得られる訳ですが、観光施設については、過去のサンプリング調査などにより、来場者の県内、県外の地方区分を行い、その結果をもとに算出をいたしております。

なお、花火大会等のイベントにつきましては、区分が困難なため、全て県内客として計上をいたしております。

以上でございます。

○加賀美委員

どうも虹ヶ浜海岸の海水浴場にも、やっぱり県外からの車がよけい来ているように思うんですけど、本当にこの数字が確かなものかというような疑問を感じましたのでお聞きをしました。

もう一点は、159 ページのソフトパークの市街化区域の編入補助金について、これは、今年度も出ているけれども、前年度も合わせて 400 万円を超える金額が出ているんですが、具体的にどういうものに使われたのか、なぜ2カ年にわたって支給が、補助金が出されているのか、このあたりの御説明をいただきたいと思います。

○芳岡商工観光課長

ひかりソフトパークは平成 23 年度末に市街化区域に編入をされ、平成 25 年度から都市計画税が賦課されるようになりました。

これに対して、既に、進出している事業所に対して、編入に伴う負担軽減措置として、翌年度以降、都市計画税相当額の 80%から 20%ずつ4年間、段階的に補填を行おうとしているもので、来年度平成 29 年度の交付をもって終了する予定になっております。

以上です。

○加賀美委員

わかりました。区画整備をするのに測量費などがかったのかと思ってましたけど、それならわかりました。

○木村（則）委員

それでは、決算書の 157 ページ、室積港待合所トイレ設置工事についてお尋ねをしてみたいと思います。

これは、市民にとっても身近な規模、小規模でありますことから、わかりやすいのかなと思います。これまでも何度かこういった建設工事に関しては、同様な質問もしてまいりましたけれども、確か、14m²前後、坪数でいえば、5坪足らずであったかと思いますが、1,000万円ですよね。

ちょっと、私たち身近な例えで言うと、庭先に、ちょっとおばあちゃんのためにトイレを一つつけて、一部屋設けようといった、割と小規模なものだろうと思います。

1,000万円というのがある、これ税込みですけど、いまだ若い人が家を建てるのに、フルセットの30坪の家を建てても2,000万円程度ですよ。

これは、あえてわかりやすいので、この際に、改めて問うてみたい訳ですけども、このいわゆる予定価格が、誰がどういう方法で、この金額を算出しているんですか。

○芳岡商工観光課長

室積港の待合所トイレの設置工事について御質問をいただきました。

設計に関する金額につきましては、国土交通省が示しています、「官庁施設の設計業務等積算基準と業務量の算定」に沿って、適切に行われたものと考えております。

以上です。

○木村（則）委員

根拠はわかりました。これは、建設部かなんかに依頼をして、算出をしてもらわなくてはかね。

○芳岡商工観光課長

そうでございます。

○木村（則）委員

公共事業のこういった工事金額というのは、民間と随分かけ離れていると、ただ一方で、本来のといえますか、民間が安い傾向というのはあるかと思えますけど、それでも、みんなぎりぎり頑張っやってはきている訳ですよ。

たまたまこれ非常にわかりやすいんで、今回、例に取り上げた訳ですけども、本当にこれからの、今後の、ありとあらゆる財政難のことを考えていきますと、やっぱりこの辺にすごく甘さを感じる訳です。

皆さんにとって、本当にこの 1,000 万円という数字、これ税金ですから、片腹痛まないかもしれないですけど、個人レベルだったら、到底、こんな金額でものをつくろうというふうには思わない訳ですけども、わかりました。

もう一点だけ、お尋ねします。

その算出根拠が上がってくる訳ですよ。それに対して、経済部としては、今回のように非常に手にとってわかりやすいものに対して、900 万円ちょっとの予定価格だけでも、850 万円からスタートしようといった判断というのは所管ではできないものなんですか。

○芳岡商工観光課長

私どものほうといたしましては、施設に置く、多目的トイレの中の設備であったり、共用スペースである待合所の部分にどういったものが必要かとか、そのあたりの協議はいたしましたけれども、金額につきましては、建設部の設計に基づくものとしてお願いをしております。

○木村（則）委員

わかりました。

ちょっと、確かにこれは所管では難しい話だし、もっといえば、これは本当は、その上の副市長あたりの決裁になろうかと思えます。もちろん、決裁するにしても、一定の根拠がないと、決裁はできないわけでしょうけれども、了解いたしました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

1点お伺いします。

143 ページの農業拠点、農業振興拠点の施設管理指定料なんですけれども、前年度に比べて大幅に削減されておりますけれども、その背景について、お知らせいただけたらと思います。

あ、増加、増加、済いません。増加です。大幅に増加している。

○酒谷農業耕地課長

これは、平成 27 年度に指定管理者の指定をする際に、指定管理料の算定について見直しを行い、平成 23 年のオープン時の想定よりはるかに超えた来客がありますので、第 1 期の基本協定の際の積算と乖離が生じた浄化槽、それから維持管理委託料や水道料の使用量等について、実態に即した基準額を算出した結果、増額となったものでございます。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございました。

説 明：藤井経済部次長兼水産林業課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

2点ほどお伺いします。

151 ページに記載されております、林業費の委託料のうち、松林対策事業委託料につきましては、先ほど、御説明がございましたけれども、不用額の額で見ますと、割と大きな不用額が出ておりますが、このあたり業務的な量的なものなのか、内容についてお伺いしたいというふうに思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

ただいま、畠堀委員から、松林対策事業委託料の不用額についてのお尋ねでございます。

不用額 465 万 8,000 円の予算は、松くい虫防除事業としての枯松の伐倒駆除等について、予算計上しております。

松枯れが落ちつく 2 月上旬の調査では、平成 27 年度の実際の被害が予想より大幅に

少なくなったことにより減額となりました。

あわせて、健全な松を保全維持するための薬剤による樹幹注入も、設計積算の見直しに伴いまして、同じく事業費が減額となりました。

また、こも巻きシロアリ対策については、入札減により、少額の減額となり、合わせてこの額となっております。

なお、これらの事業につきましては、保全の効果が出るのに適した2月から3月に事業を実施しておりますことから、減額の補正時期には間に合わなかったことが理由の一つでもございます。

以上でございます。

○畠堀委員

了解しました。

もう一点は、同じく 153 ページの水産総務事務費なんですけども、こちらのほうで、山口県漁港漁場協会の負担金というのが、項目がございますけれども、これの内容についてお伺いしたいのと、この内訳については、前年度と比べて半額くらいになっておりますから、その辺の経緯についてお伺いしたいと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

漁港漁場協会の負担金の内容と、前年度に比べて半額になった理由のお尋ねでございます。

まず、この山口県漁港漁場協会の負担金でございますが、この負担金は県の本部会費と熊毛支部、光でいえば、1市3町、熊毛支部会費の合計となっております。

また、本部会費は、会員割と事業費割と漁場割との合計で、会員割は、市町1団体につき8,000円で、26年、27年同額でございます。

次に、事業費割は、各市町の漁港施設事業と海岸保全施設事業につきまして、各事業に対し、事業費区分別の算定率を乗じて算出することになっており、平成26年度は47万3,000円、平成27年度は12万8,000円となっております。

そして、漁場割は、漁業の経営体数と漁獲量の数値基準により、1万5,000円で、平成26年と27年は同額でございます。以上の額の合計で、本部会費は、平成26年度が49万6,000円に対し、平成27年は15万1,000円となっております。

さらに、支部会費ですが、これは市町の地区数により、光の場合は、光地区と牛島地区の2地区がございますことから、26年も27年も同額の10万円を計上して最終的な合計は、平成26年度が59万6,000円、平成27年は25万1,000円となっております。

以上でございます。

○畠堀委員

そうすると、減少した大きな要因というのは、事業割の金額が大幅に下がったということなんですけれども、この事業割が大幅に下がった要因というのは、どのような。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

海岸事業も漁港施設事業にしても、各市町で計画的に、事業を進めておりますが、事業費割は、前年度の事業費実績に基づいて、翌年度の負担金を求めるものとなっております。

各年事業費は、事業の進捗とか、内容によって事業予算を組んでいくものですから、そうして決まった前年の事業費実績によって、最終的に次の年度の負担金が決まってくるということになっています。

○畠堀委員

特に、計画的な事業の進捗ということで、その年だけ特に事業が停滞したとか、そういった問題じゃないということですね。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

事業執行については、国の予算等の関係もございますから、一概に市の計画どおりにいかないものもあるかと思しますので、国の内示等も含めた最終的な実績によるものと御理解いただけたらと思います。

○畠堀委員

了解いたしました。

○土橋委員

有害鳥獣対策なんですけども、これ光市に、イノシシやら猿やらちゅうのは、何頭くらいおるのかっていうようなものは、把握しちよるんですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、土橋委員から、頭数の把握をしているのかという御質問でございますが、何頭いるかといった把握はできてはおりません。

今までのいろんな調査資料によりまして、推定の頭数といったデータは、今時点、私もちょっと知り得ません。

猿について申し上げますと、県で昨年ですか、調査を実施され、アンケートを地元にお願いされたというようなことがございました。これについてもどういうふうな感じで出役しておるかとか、そういった内容のものでございまして、はっきりした頭数を把握できているものではございません。

以上です。

○土橋委員

大分県に高崎山ちゅうのがあるけども、あれは、A群、B群、C群だとかいうのちゃんと把握しちよるいね。つまり俺何を言いたいのかっていうと、光市の中で、どのくらい分布図みたいのがあって、どのくらいの頭数があるのかっていうのは、それを把握せ

んことには、計画の立てようがないんじゃないの。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

再度の御質問でございます。

確かに市民からの相談については、その都度、情報を提供していただいておりますので、過去何年も前にはございませんけども、最近、数年の出没した状況等を地図に落とさせていただきます。ただ、それで、塩田地区等でいえば、猿の群れが複数以上あるというのは、地図の確認から大体想像はついておりますけれども、それが3つの群なのか、4つの群れなのか、ちょっとそのあたりがはっきり申し上げられないというような状況となっております。出没の頭数についても、これも一部の情報提供ではございますけれども、そういった形での整理はしております。

以上です。

○土橋委員

次長に数えてこいというんじゃない訳いね。私がいうのは、そういうのは、役所として、専門家に頼むなり何なり頼むなりというのは、いろんな全国的な例を見て方法はあるのかどうなのか知らないけども、そういうようなことを、専門家みたいな人たちに頼んで、このくらいいるっていうようなものは出ないわけ。出ないというより、あなたやる気がないのか、出ないのか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今の委員の御提言については、今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

○土橋委員

何でそういうことを言うかというのと、対策事業のところで金使ってるのが、430万円くらいなんですよ。これで見ると。話を聞くのに、今ちょうど、我々選挙のいろんなところをお願いに行ったりなんだから、絶対に出てくるのが、大和病院の診療体制とイノシシと猿の話なんですよ。

これ、私冗談でいってるわけじゃないからね。笑うのは何ぼ笑うてもええけども、これは、何か特別な手当を組まないと、ちょっとまずいことになるんじゃないかと。

市長と語る会かい、だとか、議会のほうで報告会、どっちにもその話が出ているし、みんなも聞いているだろうけれども、一々、一々は役所には言うていかんやろうけれども、そういうようなことがあるんで。これは、本当に、来年度に当然なるだろうけれども、特別対策みたいなものをとらないと、解決せんんじゃないかと、繁殖力は旺盛なはずやから、どんどんふえるばっかりになるということになる。

この前も、新聞屋さんがうちに集金に来たときに、土橋さん、何とかしてもらえんすかって言うから、何ですかって聞いたら、イノシシですと。イノシシが新聞屋さんどねえな関係があるんですかって聞いたら、夜中に、新聞屋さんが、束荷じゃ、塩田じゃっていうところに行くのに、持っていくらしいんよね。新聞配達に便利なように、新

聞屋さんが持っていくとか何とかいうのがあるらしい。今年に入って、4頭交通事故で殺した。殺すのはええんやけれども、車のほうがやれんちゅうわけいね。

だから、そういう話も聞くし、だから、何頭捕獲すればこうなるとか、ああなるとかっていうような、そういうふうなものを計画を立てられるようなものにしていかなきゃいかんだろうと、今、箱わなだとか、何とかかんとかあるじゃないですか。それらあも、今のそれで、皆さん満足してるのかどうなのか。

私なんか聞くとそんなことも言われるし、あるいは、鉄砲の話も、私が新聞屋さんに言うたら、新聞屋さんが、いや鉄砲、鉄砲ちゅうけども、警察もあんまり許可せんらしいですよと、許可せんことはなかろうに、イノシシをやっつけんないけんのやけて言うたら、いやなかなかこれも難しいらしいです、というような話やから、そうなってくると、役所のほうも計画の立てようがないだろうと思うんよ。

その辺のところは、やっぱり真剣にね、今も真剣やろうけれども、お金の問題にしても、何にしても、来年度は倍くらい、倍でもまだ少ないくらいやろうと思うけども、お願いをしたいと。

それと、今書類、あれを見てみると、平成 25 年に、イノシシは 413 頭捕ちよるわけいね。だけれども、26 年 323 頭、27 年になると 216 頭になちよる。これは何か、どねえ考えたらええんじゃろうかと。イノシシがおらんようになったとは思えんのですが。おらんようになったというふうに認識してええんじゃろうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

はっきり明言はできませんけど、被害の市民からの相談件数等は、平成 27 年度は、前年に比べ確かに少なくなっておりまして、それが生息数とどうなのかっていったところは、ちょっとはっきり申し上げられないのですが、捕獲される方の人数は、大きな変更がございませぬので、同じような形で取り組んでいただいておりますので、多少少なくなっているという可能性もあると考えられます。はっきり申し上げられないんですけども、現状としては、イノシシについては、多少、捕獲頭数は減っているという現状でございませぬ。

○土橋委員

だから、さっきから言うように、現状調査をどういうふうにしたらどうなるかっていうのが、私わからん。あなた方行政のプロですから、やり方や何やっていうのは、皆熟知しているはずやから、そういうふうなものは、来年度に向けて、目的意識的にきちっと整理しちよっていただきたいと、要望しておきます。よろしゅうございませぬか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

御提言の趣旨は受けとめさせていただきます。いろんな関係機関と、その生息数の実態がどのようにして、わかるか、わからないのかも含めて、研究課題と認識しております。

以上でございませぬ。

○森戸委員

1点だけ、155ページのフッシングパークの管理運営事業についてですが、この年だけではないんですけれども、築、このフッシングパーク自体に橋がありますよね。これ自体築何年になるか。

なぜ、そういうこと聞くかという、海のへりですし、海の中ですし、老朽化とかそういうものに配慮されて運営されているのかどうか。要は修繕とか含めて、きちんと計画的に、修繕計画ないし、そういうものをもって運営されているのかどうか。

この年は、特段修繕というのはなかったと思うので、その辺のところ、年数から含めてお話いただけたらと。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

フッシングパークは、昭和55年5月5日にオープンした施設でございます、差し引きしますと、36年かと思えますけれども、何年前か、今ここでははっきり申し上げられませんけど、点検調査をやった際に、やはり海上の構造物でございますので、適切な維持管理が必要ということで、定期的な塗装の更新が必要になってきますし、施設を維持するための大まかな維持管理計画の方針は、その調査をした段階で、持っております塗装は、理想的には、10年に一度くらいがいいんだろうとは思いますが、それと栈橋の下は、単管の鋼管があるんですけれども、これは以前もお話したことがございますけれども、船と同じように、電気、防食として、鋼管にはアルミの合金が張りつけてございまして、鋼管が痩せ細るかわりに、そのアルミの合金が痩せ細っていくということで、これも耐用年数がございまして、そういった形で管理を行っております。そうはいってもお金もかかることございまして、例えば、塗装でいえば、全部塗装するのに、かなりの工事費がかかりますので、そのあたりは財政とも協議しながら、適切な必ずこの年に、これをということではなくて、おおむねといいますか、施設の管理を適切にできるような形で、対応して参りたいと考えております。

○森戸委員

三十数年と言われましたが、事務事業評価を見ると建設後、約40年って書いてあるんです。あの橋自体がどの程度の耐用年数があるのか、全くわかりませんが、一般のコンクリートとかと比べると、構造物として、どのくらいの期間なんか、それもわかりませんね。

一般的にいうと、コンクリートでいうと、法定耐用年数は50年と言われてますけれども、ちょっとその辺が心配になっただけなんですよね。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

耐用年数については、いかほどというのは、ちょっとはっきり、今委員のおっしゃられるように、コンクリート構造物であれば、通常は、50年というのが一般的ですが、コンクリートではございません。鋼材でございますので、やはり塩分によるさびとか、そ

ういったものがありますので、やはり、ある程度必要な間隔をとり、塗装等をして管理すれば、それはそれで、長くもつということになるんでしょうけど、財政的なこともございますから、そのあたりは、はっきりつかんでいないのは事実でございます。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

年間1万5、6千人来るわけですから、あの高いところに人が乗るような状況ですから、その辺のところ一回調査をしていただきたいのと、どうやったら一番コストパフォーマンスが高いというのか、長寿命化するのが高いのかどうかわかりませんが、その辺のところも計画的に塗装していくのがいいのか、どれが一番最適なのか、一度ぜひ、きちんと図って、年度ごとに平準化するなら平準化するようにやらんにやいけんと思いますので、その辺のところは、一回算定っていうんですかね、やっていたらと思います。

以上で終わります。

○磯部委員

濟いません。端的に確認だけ1点させてください。

決算書の153ページ、主要な施策の成果では156ページ、本当に小さな小さな予算なんですけれども、光農水産業6次産業化推進協議会交付金3万9,297円、私は、この将来に向けたこの協議会には非常に期待をしているところで、今回は、協議会2回と、先進視察2回というふうにおっしゃいましたけれども、もう少し詳しい御報告をお願いをいたします。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

磯部委員から6次産業化の内容についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたように、9月に協議会を立ち上げまして、協議会を2回、9月1日と28年1月16日に開催しております。これとあわせて、県内の視察を2箇所、下関に10月31日、宇部に平成28年3月19日に視察を行いました。

1回目の視察につきましては、下関で、これは光でもハモがたくさんとれるということで、ハモの加工場の商品開発に、県漁協と取り組んでいる水産加工会社と、県漁協の本店で視察して、いろいろお話を聞きました。

2回目の視察については、宇部市の県漁協床波支店の朝市と県漁協宇部岬支店で、宇部空港の近くでございますが、オープン前の水産物直売施設、うべ新鮮市場元気一番という名前ですが、こちらを視察して意見交換等を行ったところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

わかりました。すぐに何がに始まるわけではないですけれども、これからの6次産業化として大いに期待をしておきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたし

ます。

以上です。

○加賀美委員

57 ページの農業拠点施設の利用料ですけれども、これ 1.5%利用料があるということで、利用客は減っているけれど、売り上げがどんどんふえて、それに伴ってこの利用料というのは、どんどんふえてきていると思うんですね。

これについては、以前から将来の改装とか、大規模修繕に備えて、基金や積立金にすべきじゃないかというふうな意見を言ったことがあるんですけど、この辺については、どういう御見解か、ちょっと見解を聞かしていただきたいと思います。

○吉本経済部長

里の厨の使用料の一部を基金に積み立てて、それを将来の大規模などに備えたらどうかというお尋ねだと思いますけども、特別な特定目的のための基金は、今、つくっておりませんが、その使用料は市の歳入になります。今、毎年度剰余金を市の基金という形で積み立てておりますので、そういったところで、広い意味では、将来の財政負担に備えて、対応しているというふうに考えております。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」